

通告 7 番目、16 番、尾和弘一議員、一問一答方式で質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 議長の許可を得ましたので、質問をさせていただきます。

最後になりましたが、あとしばらくおつき合いをお願いしたいというふうに思います。

まず第 1 点目であります。第 1 点目は、墓地公園に関してであります。

墓地公園については、販売開始以降、既に 14 年余りが経過しております。この墓地公園は市民の墓地不足に 대응するために設置されたものでありますが、しかし、この間の推移を見てきますと、さまざまな課題や問題点があると考えております。

そこで、以下の点について質問を行います。

現在までの販売基数はどうなっているのか。また、残基数はどうなっているのか。

2 番目に、販売してきた中で、岩出市内外の住民及び市外の数の比率についてはどうなっているのか。

それから 3 番目に、この墓地公園を購入した際、実際に使用していないと。できない理由について、どのように把握をしているのか、既存の菩提寺との関係で、遺骨並びに仏様を移動することができない問題があるということをお聞きしておりますが、それ以外にも、その対策及び悩みの解消について、どのように取り組んでいただけるのか、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの 1 番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 尾和議員ご質問の 1 番目、公園墓地に関して、通告に従い、お答えいたします。

まず 1 点目、販売基数及び残数についてですが、平成 31 年 3 月末現在の墓園販売区画数は 1,118 区画で、残数は 926 区画です。

次に 2 点目、市内外者への販売数についてですが、全体としては、平成 31 年 3 月末現在、市内が 939 区画で、市外が 179 区画です。また、住所要件を緩和した平成 28 年度より前 11 年間で 129 区画、平成 28 年度以降 3 年間で 50 区画の販売があります。

次に 3 点目、既存の菩提との離脱問題、対策はどうかについてですが、根来公園墓地では、そのような案件は把握しておりません。

○田畑議長 生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 尾和議員、1 番目の 3 点目の質問についてお答えします。

市では、既存の菩提寺との離脱問題などについての相談等は把握しておりませんが、全国的な事例として、菩提寺から離檀する場合に、金銭支払い等のトラブルがあることは認識してございます。

市といたしましては、墓地、埋葬等に関する法律第5条の規定に基づき、改葬等の許可を行っております。また、同法施行規則第2条第2項による墓地管理者からの証明書、墓地管理者の作成した埋葬、もしくは埋蔵、または収蔵の事実を証する書面の発行が必要となります。墓地管理者は、正当な事由もなく証明書の発行を拒むことはできないものとなっておりますので、原則として、当事者双方において解決すべき問題であると考えております。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 この間、墓地問題については、何回か一般質問でもしてきました。当初の計画で順調よく完売の見通しが立てておられるのか、残基数のことを考えますと、まだまだ900余り残っているということでありますから、これについては、今日の販売計画をして売りに出された経過等も含めて、どのような数字になっているのか。募集をしたけれども、募集件数についてはどのようにになっているのか、これについてお聞きをしたいと思います。

それから、3番目の菩提寺との関係で、各部長は問題点については理解しているけれども、そういうことはないということなんですが、私が直接お話を聞きますと、既存の菩提寺で、その在所から新しく転宅して、そのお寺さんとの間で墓じまいをして、この墓地公園をかうてるんで、そちらへ変わりたいというお話をすると、こういう事例を聞いております。

あんたそこは、この間ずっと長い間、この菩提寺で、このお寺でお世話になっていると。なぜそういうところへ変わるんだと。変わる理由について話しますと、威嚇的に罰が当たるとか、それから、お寺さん自体も、昨今、檀家の数が減ってきて、生活がしにくいという背景もあるかと推測するんですけども、この問題については、やはり墓地公園を販売している岩出市として、避けて通れない課題ではないかなと。スムーズな円満な墓地公園の移設が、仏さんの移動ができるような対策をとるべきではないかということを思っております。

現に、その方はこのことをお寺さんに言っても怒り飛ばされるし、先ほど言うたような状況を言われると。そのストレスで病気にかかって、精神科のほうに通わざるを得ないという実態を訴えておられるわけでありますから、放置することはで

きないんではないかというふうに私は考えておりますので、岩出市として、何らかのアドバイスなり、そういう手段を講じて、民民の問題であります、しかし、岩出市民の声を率直に悩みを聞く、そして解決をしていく、こういう手だてをやるべきだというふうに考えておりますが、再度お答えをいただきたいと思っております。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

事業部長。

○田村事業部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

根来公園墓地につきましては、全体区画 2,044、そのうち市外の割り当てを 400 として売り出したわけなんですけども、年間 50 区画を目標として事業を進めております。いろいろ販売促進を図るため、公園墓地の終活セミナーであるとか、墓地の展示会であるとか、小学生の絵画展などのイベントの充実であるとか、いろいろ広報なり新聞折り込みの対処をして、テレビコマーシャルなどを実施しているところですが、なかなか販売に至ってないのが現状でございます。

○田畑議長 生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 尾和議員の再質問についてお答えします。

尾和議員のご説明のありました脅迫めいたことを言われる者がいるということに関しましては、市としては、現時点において、管理者から脅迫を受けた等の相談はございません。先ほど答弁しましたとおり、当事者双方において解決すべき問題であると考えてございます。

なお、使用者と墓地管理者、双方それぞれの立場の理由によりトラブルが発生しているケースも少なくないということでございますが、お墓を立てた当時の契約内容なお墓を撤去する場合に、区画を更地に戻すなど、さまざまな墓地管理者と使用者、双方で取り決められた事項が個別にあることも考えられます。

また、場合によっては、お墓移転により離檀する場合もあり、離檀料が発生するなど、個別事案でもありますので、特別慎重に対応すべきものであると考えます。まずは管理者と使用者、双方において解決していただきたいと考えてございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 当事者間で解決していただきたい。それは私も否定するものではありません。現に、その方の話を聞きますと、市のほうはそういう相談を受けてないということですけども、相談に行っただと。行っただけども、そういうことの取り扱いをしてないんで、おたくらでやってくれということですよ。

もう1点は、菩提寺を離檀するときに、もちろん墓じまいですから、全ての墓石か納骨、それについても整理をして、そこから引き上げる場合は、それは払いますよというんですけども、それでも対応してくれないと。実際には買うてはおるんですけども、変わることができないんだと。そういう声に対して、やはり市としても、そういう相談窓口で可能な限りアドバイスをしてあげるといことは、やるべきではないかというふうに思っておりますので、善処して研究、研究というたらおかしんですが、善処していただきたいことを重ねて求めておきたいと思えます。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 尾和議員の再々質問についてお答えします。

先ほども申しましたとおり、担当のほうで確認しましたところ、相談等はございませんでしたということでございます。

なお、墓地管理者からの証明書等が必要になるろうかと思えますが、それにつきましては、墓地管理者は正当な事由もなく、証明書の発行を拒むことはできないというものとなっております。

原則として、当事者双方において解決すべきであると考えてございます。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の1番目の質問を終わります。

引き続きまして、2番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 2番目の質問を行います。法務局岩出出張所の件については、ことしの6月に問題点を指摘して、岩出出張所の閉鎖については何とかしてほしいということで、市民の皆さん、あるいは士業の皆さんから声が上がってきておりました。市長の答弁では、紀の川市と岩出市共同で法務局のほうに申し入れをしたということでありまして。申し込みをした結果について、今日までどのような状況にあるのか。法務局に申し入れた後の経過について、お聞きをしておきたいと思えます。

○田畑議長 ただいまの2番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員ご質問の2番目、岩出法務局についてであります。和歌山地方法務局によりますと、当初の統合予定は令和2年2月であるとの説明があり、平成31年3月29日に和歌山地方法務局に対し、統廃合について再考いただくよう、紀の川市と連名で要望を行いました。その後、統合予定時期が令和2年の8月に変更になったと聞いてございます。

また、登記事項証明書の請求については、オンラインでの手続きができるとの説明もその場であわせて聞いてございます。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 令和2年2月から6カ月、半年延びたというご説明であります。延びたのはいいんですが、8月には閉鎖をするということなのか、それとも現在検討中なのか、その後の動きについては岩出市のほうでは把握をされているのか、この点についてお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

令和2年8月に統合の予定時期が変更になったというのは、今のところ、それで廃止をするというふうに聞いてございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 これは市民生活にも非常に重要な問題でありますし、私は一番懸念するのは、これは同じなんですが、オンラインでできるということは、私も承知をしております。オンラインによる登記事項証明書も取得できるということは、私も知っておりますが、実際、紙ベースでそれを取得するということになりますと、本局まで行かなあかんという状況に、多くの方が、認証番号とか、そこへ入っていくパスワードとか、設定をしないとあきませんので、多くの岩出市民の90%からは、そういう手続方法も知らない人が多いと思います。

そういう意味では、今日、8月以降は閉鎖をするという今のお言葉ですけども、ぜひ継続して、再度万難を排して、努力をしていただきたいというふうに思います。

また、市職業務においても、一々和歌山市内まで必要なものについてはとりに行かなあかんということになりますと、半日仕事、ひいては1日仕事になりますから、一般の業務に支障を来すということもありますので、ぜひこの件については、再度紀の川市とご相談をしていただいて、延期、継続という方向で取り組みをやるべきだというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

市民や市の業務に影響があると思うので、再度要望書を提出するというふうな動きをという質問内容だったと思います。再度の要望につきましては、状況を見ながら、紀の川市と相談しながら検討してまいります。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の2番目の質問を終わります。

引き続きまして、3番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、公文書管理についてお聞きをしたいと思います。

市が公権力で収集した情報について、行政は厳格な管理をしていく責任があります。岩出市においても同様であると考えます。行政実務や条例に沿ったものになっているのかどうか検証したいというふうに私は思います。公文書ガイドライン改訂に参加した三宅弁護士は、意思決定過程や事務事業の実績の合理的な後づけの検証に必要な文書は、保存期間が1年以上とされております。今日起きている公文書の破棄は、その理由に当たらないと発言をされております。

その観点から、岩出市において、以下の点について質問をいたしますので、ご答弁をいただきたいと思っております。

まず第1点は、公文書の定義及び公文書が市民の共有財産であることの市の責務はどうかであります。

2番目は、本市における公文書の保存期間を1年未満と定めた例や事業終了後速やかに破棄するといった例があるのかについて、お聞きをしたいと思います。

それから3番目は、公金支出の公的行事への招待者の名簿を開示請求があっても開示しないと考えているのか。もしそうであれば、どういう根拠によるものかあります。招待者名簿については、保存をしているのかどうかについてであります。破棄するという事は事例としてあるのか、重ねてお聞きをしたいと思います。

4番目に、公文書のバックアップデータ、これについては公文書であるということなのか、これについてお聞きをしたいと思います。

5番目は、パソコンの入れかえ時、多くのパソコンが古くなると入れかえをしたりしておりますが、これらの入れかえ時において、ハードディスクの処分先及びその方法についてはどのようにされているのか、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの3番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の公文書の管理についてのご質問にお答えいたします。

まず1点目の公文書の定義についてであります。岩出市情報公開条例第2条第

2項において、実施機関の職員が職務上作成し、または取得した文書とか図画、写真及び電磁的記録であって、決裁、供覧、その他、これらに準ずる手続を終了し、当該実施機関が管理している文書と規定しております。

次に、公文書が市民の共有財産であることと市の責務はについてであります。情報公開条例第3条において、実施機関の責務として、市民の公文書の公開を請求する権利を十分に尊重することとされており、この責務を果たすためには、公文書の適正な管理が必要であります。岩出市では、岩出市公文書管理規定を定め、適正な管理に努めているところであります。

次に、2点目の保存期間を1年未満と定めた例はあるかと、事業終了後、速やかに廃棄すると定めた例はあるかについてであります。先ほどの管理規定では、保存期間を永年、10年、5年、3年及び1年の5区分としているところであり、そのような例はありません。保存期間を定めた後は、当該公文書が完結した年度の翌年度から起算して、その期間を保存し、保存期間経過後は保存期間の延長や資料としての保管などについて検討し、廃棄すべきものは廃棄することとなりますが、個人情報記録されたものなどは焼却、裁断、または消去等、適切な方法により処分することとしております。

次に、公金支出の公的行事への招待者名簿は保存しているのかについてであります。先ほど申しあげました公文書の定義に該当するものであれば、保存の対象となります。

次に、バックアップデータは公文書かについてであります。バックアップデータについては情報公開条例や公文書管理規定において想定している公文書という定義の考え方の範疇を超えているところがあり、その判断は非常に難しいところであります。この問題については国においても議論がされているところであり、今後どのような整理がされていくか、その動向も注視してまいりたいと思っております。

次に、パソコンの入れかえ時、ハードディスクの処分先及び方法はどうかについてであります。今年度実施した基幹系システム用サーバー等のハードディスクの処分につきましては、機器更改の請負業者である紀陽情報システム株式会社により、市職員が立ち会いのもと、市役所内にて磁気データ消去装置によるデータ消去を実施し、市職員が消去後のハードディスクのデータが消去できているかを確認しております。廃棄につきましては、今年度中に廃棄予定のハードディスクがまだあるため、基幹系システム用サーバーと同様の手法でデータを消去した後、穿孔による物理的手段を施し、あわせてクリーンセンターを通じて廃棄する予定にしております。

ます。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 おおむね公文書管理法に基づいたご答弁であったというふうに思うんですが、私は、この中で一番重要なのはバックアップデータ、バックアップデータというのは本体の入力したやつのバックアップですから、もちろんバックアップしているデータそのものも本体と同様であるわけですよ。同様であるということから言えば、公文書であるという見解を、そういう立場をとるべきではないか。バックアップデータについては、公文書かどうかについては、国の動向と言われましたが、岩出市においては、そういう見解をとるべきではないというふうに私は考えておりますが、どうでしょうか。

それから、パソコンの入れかえ時の問題であります。ハードディスクの処分については、昨今、神奈川県庁において、行政文書のデータが大量に流出をしたという事例があって、新聞紙上でも大きく取り上げております。

また、森友・加計問題においても、近畿財務局が全てのデータを破棄したということで、この件については、木村豊中市議のほうから提訴され、大阪高裁で、一昨日、これは破棄はけしからんという判決がおりたのであります。

そういう意味から、この問題については、やはり公文書の管理上、必ず昨年と比較して、10年前はどうだったのかということも検証もする場合に必要な資料でありますので、そういうものを安易に廃棄をするということはやめるべきだというように思っておりますが、どうでしょうか。

それから、もう1点は、これは最近のことなんですが、議事録の問題について、多くの文書を管理をする立場の総務課としては、山梨県の甲府の職員が、民生委員会の選考議事録を偽造して、それを提出をしたということで、作成した職員については、甲府市のほうから問題を指摘されておりますが、そういうことのないように、これは厳格に公文書については管理をして、市民の後世の歴史に委ねるということで、大切な事項でありますので、その点について再度お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

バックアップデータが公文書に該当するかどうか、市の見解ということのご質疑であったと思いますが、現時点での見解を申し上げますと、バックアップとは情



報が誤って廃棄や削除された場合に備えて、元データを復元させるための手段であることから、誤って廃棄や削除などされた情報が情報公開の対象となる公文書に該当する場合は、公文書に含まれると考えます。

それと、2点目は、公文書を安易に廃棄することのないようにというご質問であったと思いますが、それにつきましては、先ほどの答弁の中でも申し上げましたが、保存期間経過後も資料として保管する理由などがある場合、検討して廃棄するものは廃棄するというふうに取り扱ってございます。

それと3点目、甲府市の例で、議事録を偽造したということで、そういうことのないようにというご質疑であったと思いますが、当然のことながら、そういう議事録の偽造等はないようにということで、全庁的に日ごろから注意をしているところでございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 これは国政のほうの問題であります、桜を見る会の議事録が廃棄をされたという事例があるんですが、これについて岩出市としては、こういう措置の仕方は正しいのか、正しくないのか、総務部長としてご見解をお聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

桜を見る会の文書廃棄の件でございますが、これにつきましては、その機関である内閣府のほうで保存年限が1年未満ということでされており、それに基づいてしたということでございますので、それについての見解は特に持ち合わせておりませんので、それについては答弁を差し控えさせていただきます。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の3番目の質問を終わります。

引き続きまして、4番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、反社会的勢力についてお聞きをしたいと思います。

和歌山県下の暴力団勢力というのは、暴対法の相次ぐ改正で暴力団排除条例の制定や警察の暴力団に対する集中取り締まり、これに連動して、行政、企業、各種団体の暴力団排除に向けた取り組みの強化等によって、社会全体における暴力団排除機運の高まりによるところが大きいところがあります。

平成 28 年 12 月現在で、8 団体、約 150 人が和歌山県下に、その団体に所属していると言われております。しかしながら、これらの問題については、全国各地で組織の衝突が見られる中、市民生活に重大な危険を及ぼす事態の発生が懸念をされております。

本県でも勢力は減少しているとはいえ、市民生活を脅かす事案の発生が懸念され、予断を許さない状況にあると、公益法人のセンターではそういう見解を持っております。

反社会的勢力からの不当要求の実態について、アンケート調査を行った結果、不当要求を受けた企業は約 2 割、そのうち一部でも要求に応じた企業は約 4 分の 1 に達しており、いずれも全国平均を上回っていたと言われております。

この実態の中で、当センターでも情報や相談で把握できない現状が認められております。今日、行政において、この反社会的勢力に対する問題について、どのように対応していくのかということでもあります。

まず 1 番目に質問するのは、反社会的勢力の文言が記載されている法律及び本市の見解について、お聞きをしたいと思います。

2 番目に、市長を初め議員、職員等の公職者及び事業所や市民はどういう責任や責務を課せられているのか、岩出市の見解をお聞きしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの 4 番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の反社会的勢力についてのご質問にお答えいたします。

まず 1 点目の反社会的勢力の文言が記載されている法律及び本市の見解はについてであります。反社会的勢力の定義としましては、平成 19 年 6 月に政府が示した企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針の中で、暴力、威力と詐欺的手段を駆使して経済的利益を追求する集団または個人であるとし、反社会的勢力かどうかは、暴力団、暴力団関係企業、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団等といった属性要件に着目するとともに、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求といった行為要件にも着目することが重要であるとされております。

反社会的勢力については、その中にも含まれる暴力団などと同様、社会から排除していくことが必要であると認識しております。

岩出市では、岩出市暴力団排除条例を制定し、その基本理念として、暴力団排除は市民等が暴力団が市民の生活及び市内の事業活動に不当な影響を及ぼす反社会的

団体であることを認識した上で、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと、及び暴力団を利用しないことを基本として、市、市民等、関係行政機関及び関係団体が相互に連携し、及び協力して、社会全体で推進されなければならないと規定しております。また、岩出市と紀の川市では、合同で交互に毎年暴力追放市民大会を開催しております。

次に、公職者及び事業者や市民の責任や責務についてであります。先ほど申し上げました暴力団排除条例では、市の責務として、暴力団排除に関する施策を総合的に策定し、推進する責務を有すると、市民等の責務として、市民は暴力団排除のための活動に自主的にかつ相互に連携して取り組むことや、事業者はその行う事業により暴力団を利用することとならないこと、市が実施する暴力団排除に関する施策に協力すること、暴力団排除に資すると認められる情報を知ったときは、市や警察などの機関に対して当該情報を提供することなどが求められております。

また、さきの政府指針において、社会的責任の観点から、企業に対して反社会的勢力との関係遮断を求めているところであり、公職の立場にある者も同様に、反社会的勢力との関係遮断が求められていると考えます。

なお、市に対する不当要求などについては、各部署に不当要求防止責任者を設置し、和歌山県暴力追放県民センターが開催する講習を受講するなどして、不当要求に対処するための必要な知識の習得に努めているところでございます。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、部長言われました反社会的勢力の見解については、そのとおりのことだと思います。そこで、私は、この問題について、行政として、第一線で立つ窓口ですよ、職員の皆さんの窓口で、どのような対応をしていくのかということ、今ご説明がありましたが、やはりこの問題については、非常に万が一のことを考えますと、大変な事態になるということも想定されますので、この点についてのマニュアルというんですか、そこら辺について、岩出市においては決められておるのか、お聞きをしておきたいと思っております。

反社会的勢力として、昨今、吉本新喜劇の芸人が、そういう催しに出席をしたということで、社会的にバッシングを受けておるんですけども、我々一人一人が反社会的勢力との関係を遮断して、市民生活のあらゆる面において、そういうことにならないように努力をしていくということは、一人一人の責務だと私も考えておりますが、その点について、岩出市の見解をお聞きをしたいと思っております。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再質問にお答えいたします。

まず1点目ですけれども、市職員が不当要求行為に対応するマニュアルなどの制定をされているかというご質問であったかと思えます。平成30年11月に、岩出市職員のための暴力、乱暴な言動等の不当要求行為の対応マニュアルというのを策定してございます。それを市職員には周知してございます。

それと、2点目のご質問は、反社会的勢力と関係を絶つというか、遮断をするという努力ということですが、これにつきましては、さきのご質問でも回答させていただきましたけれども、暴力団排除条例を制定して、当然のことながら、岩出市においては、市、市民、それと関係機関、関係団体、当然、公職の立場にある者も関係遮断は求められているということでもありますので、各自が努力すべきものであると考えてございます。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、反社会的勢力の定義について、1回目の質問でお聞きをしました。

そのとおりやと私は思うんですが、暴力、威力、詐欺的手法を駆使して、経済的利益を追求する集団または個人ということで定義をされておりますが、政府の菅官房長官は、反社会的勢力の定義はないんだという答弁を記者のほうに発表しましたが、今言われる総務部長の見解と菅官房長官との見解には違いがあるんですけれども、我々としてはどういう立場に立てばいいんでしょうか、部長の答弁を求めます。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

総務部長。

○大平総務部長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

いわゆる反社会的勢力の定義につきましては、先ほども答弁の中で申しましたが、平成19年6月に政府が示した指針の中で示されております。岩出市としては、これが反社会的勢力の定義であるということで、今後もそれに基づいての対応をしていきたいと考えております。

また、菅官房長官の発言の真意の趣旨については、ちょっとこちらもわかりませんので、それについての答弁は差し控えさせていただきます。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の4番目の質問を終わります。

引き続きまして、5番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 次に、5番目の岩出市の子供の虐待・貧困支援の問題について、質問をさせていただきますと思います。

児童虐待による児童が死亡するという事案が繰り返しされております。再発防止に全力を挙げていかななくてはならないと考えております。児童の虐待件数と対応内容について、本市の近年における子供の虐待件数、相談件数、内容及び状況をお伺いしたいと思います。それから、子供の虐待発覚、認定の基準について、その考え方もあわせてお聞きをしたいと思っております。

1番目の当市における生活実態・調査、現状の認識について、お聞きをしたいと思っております。

それから、2番目の子供の居場所づくりについて、どのようにされているのか、お聞きをしたいと思っております。

3番目に、虐待防止を担う職員体制・知識・技術等の向上についてはどうされているのか、お聞きをしたいと思っております。

4番目に、この問題については、他の公的機関との連携体制は非常に大切であります。これらについて、どのような体制を組んでおられるのか。

それから5番目に、岩出市の貧困対策について、どういう計画を立てておられるのか、お聞きをしたいと思っております。

○田畑議長 ただいまの5番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 尾和議員ご質問の5番目、子供の虐待・貧困支援について回答いたします。

1点目の生活実態・調査、現状の認識については、昨年度、和歌山県が県内の全ての小学校5年生、中学校2年生世帯を対象にして実施したのに加え、市独自にも、本年度策定予定の第2期岩出市子ども・子育て支援事業計画のニーズ調査として、2,000世帯を対象に実施しております。

生活実態の状況につきましては、まず、可処分所得の中央値未満の世帯と言われる総体的貧困層及び公共料金の支払いが困難、生活必需品の購入が困難等に該当する経済的困難世帯の割合は、和歌山市や紀北、紀中、紀南の各地域に比べ、岩出市は低くなっています。また、経済的に厳しい世帯では、保護者自身が成人する前に、経済的な困窮や家族間のトラブルを経験していることが多いなど、育ってきた環境の厳しさが現在の経済状況につながっている、いわゆる貧困の連鎖の側面が見受け

られます。

2点目の子供の居場所づくりについてですが、現在のところ、市内3カ所の児童館を子供の居場所として無料開放しております。子供の居場所づくりについては、本年度策定を予定している子ども・子育て支援法に基づく第2期岩出市子ども・子育て支援事業計画の中に、子供の居場所づくりに関する事業を盛り込み、推進していくほか、今後も活用できる資源や事業の検討を進めてまいりたいと考えております。

3点目の児童虐待防止を担う職員体制・知識・技術等の向上についてですが、本市では生活支援課家庭支援係において、専任で保健師1名、元保育士1名、元教諭2名、児童福祉司任用前講習会受講中の事務職員1名の計5名体制で対応しているところでございます。

平成28年の児童福祉法改正において、要保護児童対策地域協議会の調整機関に専門職の配置が義務づけられました。要保護児童対策地域協議会は、要保護児童等に関する情報の交換や支援内容の協議を行う組織であり、市が調整機関を担っております。この調整担当者につきましては、研修受講が必須であり、生活支援課において3名の職員が受講済みでございます。

児童虐待の防止は、児童福祉分野の中でも、特に医療・保健・福祉・教育・法律等、さまざまな知見が求められ、厚生労働省や和歌山県等によりさまざまな研修や講座が開催されております。市では、このような機会を捉えて、研修受講等、日々研さんしているところでございます。

4点目の他の公的機関等の連携体制についてですが、虐待通告があった後、速やかに要保護児童対策地域協議会における虐待ケースとして、生活支援課と子ども・健康課で受理会議を開催し、初動対応方針を決定しています。

なお、新規虐待通告件数としましては、平成28年度、102件、平成29年度、73件、平成30年度、104件でございます。

その後、要保護児童対策アドバイザーや児童相談所、警察、教育委員会、保健師、障害児相談支援センター、主任児童委員等で構成された実務者会議、年18回において、それぞれの機関での役割分担を細かく決め、支援のすき間ができないように対応しているところでございます。特に児童相談所、警察、学校、主任児童委員と随時情報を交換し、対象児童の状況把握に努め、支援を行っています。

また、市民に対しては、市広報やウェブサイトに関連記事に掲載するほか、生活支援課窓口や乳幼児健診、人権のつどい、文化祭等において、啓発物資の配布を実

施しています。

5点目の岩出市貧困対策計画ですが、本年度、子供の貧困対策の推進に関する法律の一部改正があり、市町村の貧困対策計画策定が努力義務化されました。市においても、子供の貧困対策については重要な問題であると位置づけ、2点目で説明いたしました第2期岩出市子ども・子育て支援計画の中に、子供の貧困対策を項目立てて盛り込み、子供の貧困対策計画と子ども・子育て支援事業計画を一体的に策定する予定としております。

具体的な事業は、現在、岩出市子ども・子育て会議を開催し、さまざまな意見を聴取した中で検討しておりますが、経済的な支援、学習支援、ひとり親支援、相談支援などを盛り込んでいく予定です。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 部長のほうから、昨年調査して、岩出市においても、2,000世帯にわたって調査をしたということなんですが、その中身について、岩出市においては、所得における分布において、どうであったのかということではありますが、この割合について把握されておるとおもいますんで、所得段階で、1、2、3という形で分布がとられたと思うのですが、この割合、238万円以上、これ1分布、それから119万から238万円未満を2、それから119万円未満を3として、岩出市の割合はどうなっているのか、お聞きをしておきたいとおもいます。

それから、生活水準の分類であります、経済的困難世帯についての割合、これは岩出市においては何%の状況になっているのか。生活水準の分類については、過去1年間で衣料、食料を買えなかった経験、過去1年間で公共料金や家賃等を支払わなかった経験、生活必需品の非所有という形で、分類の中でとられておりますので、これについて岩出市の実態をお聞きをしておきたいとおもいます。

それから、この調査において、所得分布で一番多かった所得分布はどこなのか、これについて把握をされておるとおもいますんで、お聞きをしておきたいとおもいます。

それから、居場所づくりの問題であります、3カ所ということでは言われました。私が経験した中で、この問題について取り組んでいる人と相談をしていく中で、ある子供が、夕方、自宅に入ってきて、夜の食べる食事が無いんで、何とか食べさせてほしいという形で飛び込んでこられたとおもいます。お父さん、お母さんはと聞くと、仕事に行って家にいないんだと。そういうことで泣きながら子供が訴えてくるので、そしたら、おにぎりでもつくって食べさそうかというのが実態であるとい

うことをお聞きして、これは我々一人一人が、貧困問題についてほんまに真剣に考えないと、取り返しのつかないことになるのではないかということをつくづく感じたのであります。

これらの事例がありましたら、どのようにつかんでおられるのか、お聞きをしておきたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 尾和議員の再質問にお答えします。

まず、岩出市の所得段階 1、2、3に分けた場合の割合ということだったと思うんですけども、まず、所得段階 1 については 56.3%、所得段階 2 については 28.4%、所得段階 3 については 7.6%、ちなみに県の平均は 10.4%となっております。

それから、経済的困難世帯に関する割合ということですけども、岩出市においては 12.2%、県全体では 16.3%という形になっております。

一番多い所得分布ということで、先ほど申しました所得段階 1 が 56.3%で最も多くなっております。

それから、貧困に絡む事例ということでおっしゃっていただいていたんですけども、現在、その資料を持ち合わせておりませんので、お答えしかねます。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 忘れんうちに言いますが、貧困事例は持ち合わせてないということでもありますので、これは後ほど提出をお願いしておきたいと思います。

今、当初、部長のほうからを答弁をいただきましたが、ちょっと私、これから計画をする予定であると。貧困推進計画について、予定をしているということであります。これは橋本市における所長補佐の方の講演を聞きに行っておったんですが、橋本市では、平成 28 年度から貧困対策推進室というのを設置をして、具体的に子供の貧困対策の取り組み、それから支援、連携体制の構築、子供の地域づくりという項目を設定して、既に取り組みをしているんですけども、岩出市は、そうしますと、これからこの推進計画を立てるといっていいのでしょうか。プラットホームの拠点化とか、ここら辺についてもどのようにしていくのか。

橋本市の長期総合計画では、2018 年から 2027 年に向けて、9 つの政策に分けてしていくと。子供の貧困対策、子供たちの笑顔のまちをつくっていくんだという形



で、既に発表されておりましたが、そこら辺についてどのようにしていくのか、お聞きをしておきたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

子ども・健康課長。

○広岡子ども・健康課長 尾和議員の再々質問にお答えいたします。

まず、貧困事例について、後で資料請求ということでしたんですけども、資料の提出につきましては、議会から提出請求があれば提出させていただきますが、そもそもその貧困事例があるのかというところの確認がとれておりませんので、あれば提出させていただきます。

それから、貧困対策計画についてですが、先ほど部長のほうからの答弁にもございましたように、第2期岩出市子ども・子育て支援計画を今策定中のごさいますて、その中に貧困対策を項目立てて盛り込んで、子供の貧困対策計画と子ども・子育て支援事業計画を一体的に策定する予定としております。

○田畑議長 しばらく休憩いたします。

午後3時45分から再開します。

休憩 (15時30分)

再開 (15時45分)

○田畑議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

これで、尾和弘一議員の5番目の質問を終わります。

引き続きまして、6番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 6番目の質問を行います。

那賀病院に関してであります。この病院に関しては、地域に根差した医療機関の統廃合がされようとしている現状の中で、紀の川市と岩出市における基幹病院であり、私たちの命と健康も支えておる病院であります。

岩出市として、年間数億円前後の市民の税金が使われている中、市民の中にはいろいろな要望や声があります。そこで改善してほしいという点を列挙して挙げますので、それについてお聞きをしたいと思います。

まず、受け付け時間の短縮であります。早朝から並んで受け付けをされておられます。早い人は7時過ぎから待っており、診察は5分から10分、病院に行くと1日仕事であると言われていた女性がいました。そこで、受付に受付表というもの

を置いて、それを自動的に発行していくと。岩出市役所の市民課にあるような形で置いて、それを順番に受け付けをしていくという体制がとれないかなと思っております。それから、高齢者にとっては、長蛇の列で、長い間そこに立っておかなきゃならないという方もおられて、何とかしてほしいと。その女性の方は、紀の川市長の中村市長に私は過去に言ったんですけども、改善しないんだというような声を上げておられました。この問題についてどうされるのか。

それから、2番目に、A T Mの設置なんですけど、現在、那賀病院には紀陽銀行と農協の2つのA T Mが設置をされておりますが、他の銀行も空きスペースに置いてほしいと。例えば、和歌山信用金庫とか労金とか、そういうものも置いてもらえんかという声が出ておりますので。

それから、医療費の支払いについては、クレジットカードで決済できるように、もう既に他の病院、大手の病院ではそういう決済を導入しておりますので、那賀病院においてもそういう形にしてほしいと。

それから4番目に、2番目のこの問題でありますけど、職員の労働時間について、長時間労働の実態及び36協定違反はあるのかどうかについて、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの6番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 尾和議員ご質問の6番目、那賀病院についてのご質問ですが、1点目は、内容について報告を受けておりますので、お答えします。

1番目についてですが、患者さんからの要望もあり、現在は早朝から職員が番号札を配布しており、番号をお呼びするまでは座って待っていただいているとのことです。

2番目については、現在、病院内にJ A紀の里と紀陽銀行のA T Mを設置しておりますが、スペースの関係で、これ以上ふやせないとのことでした。

3番目のクレジット払いについては、以前検討されたようですが、手数料の関係から採用されなかったと聞いております。

2点目については、報告を受けておりませんので、お答えできません。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 最初の受け付け時間のあれは、番号札を渡しているという、それはいつからやっているのでしょうかね。私、念のため、先日、早朝から行って来たんですが、

いまだに長蛇の列で、予約されている方は別の窓口でできるんですけども、予約されていない方、病院紹介の方、これについてはいまだに長蛇の列であるので、番号札を渡しているというのは見ておらなかったんですが、もう一度確認していただきたいなど。

改善するとしたら、長蛇の列のないように、各受け付けをスムーズに終わらせて、各診療科のほうに回るというようなスムーズな流れをつくっていくことが大切でないかなと思っておりますので、それについて対策をしていただきたいと。

それから、ATMについてはスペースがないということなんですが、なぜ置かないのか。スペースだけの問題なのか、そこら辺についてどうなのかということです。

それから、クレジット払いについてですが、今、実施をしている医大と紀北とか、そういうところでは医療の支払いについてはクレジットカードで決済導入をしております。ぜひ那賀病院でも、そのような体制を岩出市のほうから申し入れをしていただきたいなどと思っております。

それから、長時間労働については報告を受けてないということではありますが、実態として、長時間労働になっていないのか。ここら辺については、私は看過できないので、この問題についてもしっかりと、紀の川市と岩出市の関係で設立している病院でありますので、把握をしておくということが求められると思うんですが、こういうことも知らないで、私はことしの2月に那賀病院の31歳の内科の医師が、コンビニで272円の万引きをして逮捕されたということすらも知らないのか。こういうような実態をコンプライアンスの観点からいって、私は紀の川市と岩出市の監督不行き届きだと思うんですよね。こういうことが発生すること、これらについても知らないということで済まされる問題ではないので、ご答弁をいただきたいと思います。

○田畑議長　ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長　尾和議員の再質問についてお答えします。

まず、受け付け時間の対応の件ですけれども、1カ月ほど前と聞いてございます。

それ以外のものにつきましては、要望ということで、議員からの要望については那賀病院にお伝えしておきます。

また、職員の労働時間関係についてですが、尾和議員からは、これまで議会におきまして、那賀病院の労働実態についての質問があり、その都度、ご質問は岩出市がお答えするものではありませんと申し上げております。再度申し上げますが、那

賀病院は、地方自治法第 284 条第 2 項の規定により、紀の川市と岩出市で病院の管理運営を共同処理するために設置した一部事務組合立の病院です。よって、法律上は特別地方公共団体となり、岩出市とは別の独立した地方公共団体として、議会を持ち、運営がなされています。那賀病院の運営に関することは、公立那賀病院経営事務組合の議会で論議されるべきもので、岩出市議会でなされるものではありません。何度ご質問されましても、那賀病院の運営に関することについては、この場でお答えするものではないと考えます。また、岩出市に対しての報告もありませんので、そもそもお答えすることもできません。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 部長、今、地方自治法どうのこうのということをおっしゃいましたが、私は、これらの問題については、岩出市が全ての問題について把握をしておくべきだと思います。そうしないと、市民から声が上がったときに、関係ないんだと言われるわけですよね。その点で、過去に市長が那賀病院の医師の欠員で、行政報告で、この本会議で答えておるわけですよ。行政報告でしとるわけですよ。それもおかしい話じゃないですか、そうすると。行政報告において、市長がそういう医者欠員に努力をしてきたということは言われるけども、那賀病院に関して、議員が議会で市民の声をもって、要望を申し上げるといふことは、それは一方通行になるんじゃないですか。部長、どうでしょうか。見解をお聞きしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの再々質問に対する市当局の答弁を求めます。

生活福祉部長。

○前芝生活福祉部長 尾和議員の再々質問についてお答えします。

那賀病院につきましては、当地域の中核的な医療機関であることから、医療体制に関する質問にはお答えしております。しかし、議員のご質問は病院の運営管理に関するものでございますので、公立那賀病院経営事務組合の議会で議論されるべきものであります。岩出市議会の場でお答えするものではないと考えております。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の 6 番目の質問を終わります。

引き続きまして、7 番目の質問をお願いします。

尾和弘一議員。

○尾和議員 通学道路について質問をさせていただきます。

児童の通学道路についてであります。痛ましい事故が全国各地で発生しておる中で、いかに危険性をなくしていくのかということが市の責任であろうかと思いま

す。以前も、この件に関して質問されて、対策を聞かせていただいておりますが、市が総点検をした結果をどのように把握をされているのか、以下の点についてお聞きをしたいと思います。

1、調査・点検した結果はどうであったのか。問題点のある箇所は何カ所あったのか。

2番目に、改善してきた場所、箇所はどこか、また何カ所改善をしてきたのか、お聞きをしたいと思います。

○田畑議長 ただいまの7番目の質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 尾和議員の通学道路についてお答えいたします。

1点目、点検結果と問題点数についてであります。毎年各学校が改善が必要な危険箇所についての調査を行い、学校から提出された危険箇所について、学校、PTA、警察署、那賀振興局建設部、岩出市事業部土木課と合同で点検を行っております。今年度の点検箇所につきましては27カ所で、市で対応できる箇所、県で対応していただく箇所、警察署で対応していただく箇所などがあります。

問題がある箇所といたしましては、ヒマラヤ駐車場の入り口付近で、一旦停止の看板やポールの設置、それから橋の幅の拡幅の2点について、これは対応が難しい状況であります。

2点目の改善箇所につきましては、岩出市で対応した件数が7件、県で対応した件数が1件、警察署で対応していただいた件数が17件で、それぞれ対応していただいております。25カ所は対応済みでございます。

なお、先ほど申し上げましたヒマラヤ駐車場入り口付近の一旦停止看板の設置については、看板は設置できませんが、通行する生徒に対して、中学校から注意喚起を行っております。

○田畑議長 再質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 継続して、この危険箇所、なるべく早期に改善をされることを期待しておきます。

そこで、最近、私が朝晩、朝立ち、夕立ちされている箇所でお聞きをした箇所がありますので、この点について改善対策をとっていただきたいと思います。その箇所は、根来のセブンイレブンから南の交差点のところの部類ですが、根来小学校の児童があそこで見守り隊をしている女性の方から、非常に危険だと。信号はあるん

ですが、そこをスピードを上げて通られると。子供と接触しないか、いつでも冷や冷やしておるんだというご意見をお聞きしました。これについては、實際上、教育委員会のほうでも立ち会っていただいて、この箇所についての対策を求めておきたいと思いますが、どうでしょうか。

○田畑議長 ただいまの再質問に対する市当局の答弁を求めます。

教育部長。

○湯川教育部長 毎年のことですけれども、学校から提出された危険箇所については、児童生徒の安心・安全のために努力してまいります。

それから、セブンイレブンの南側の交差点ということですがけれども、まず、今すぐ現場確認して、対応策検討いたしますが、議員におかれましては、別にこういう議会の場で言われなくても、いつでも教育委員会に来ていただいたらすぐに対応させていただきますので。

○田畑議長 再々質問を許します。

尾和弘一議員。

○尾和議員 今、部長言われましたが、議会で取り上げないと動いてくれないんで、そういうことも含めて、議事録に残したいという面もありますので、私は質問をしたということです。

終わります。

○田畑議長 これで、尾和弘一議員の7番目の質問を終わります。

以上で、尾和弘一議員の一般質問を終わります。